

「定額減税補足給付金（不足額給付）」のご案内

「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

定額減税補足給付金（不足額給付）とは、以下の事情により、当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

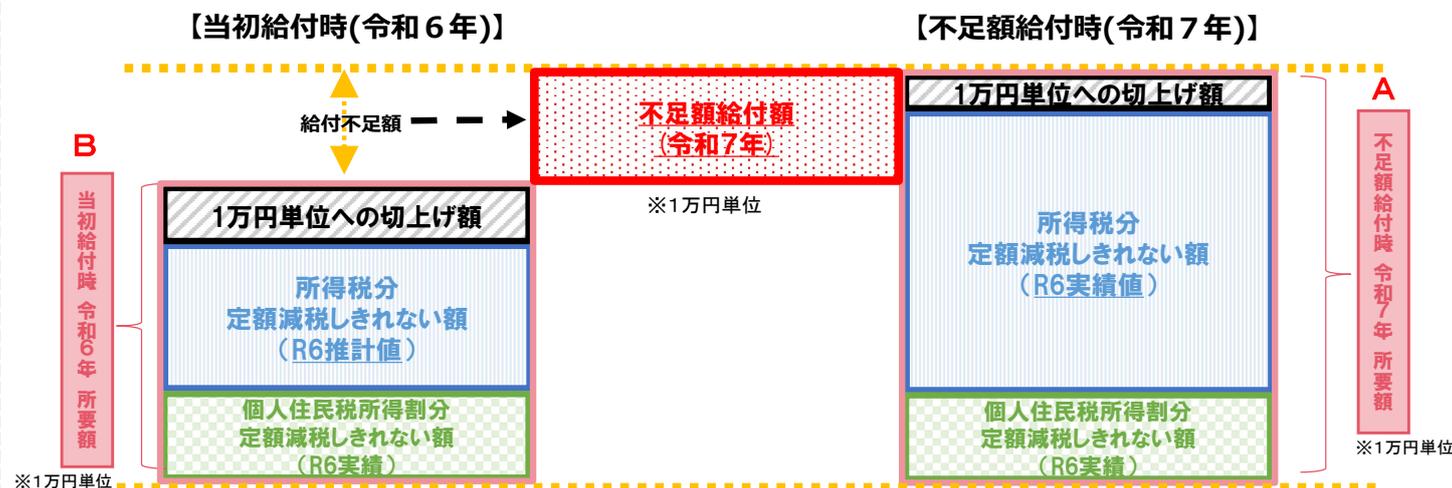
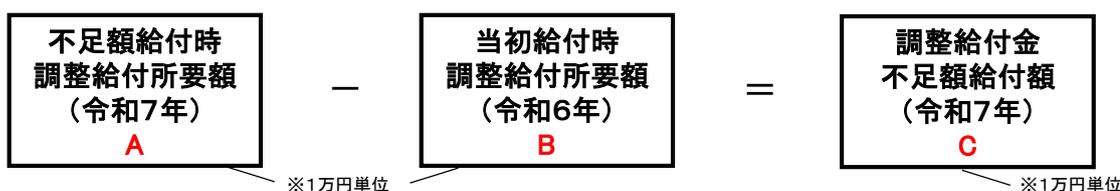
II **給付要件を確認して給付する必要がある方**（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給（※令和7年1月1日時点で国外居住者の場合は、3万円）

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）令和6年度、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、「定額減税補足給付金（調整給付）」を支給しております。

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

または

II 給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

1 「支給のお知らせ」が届いた世帯

手続きは、不要です。

ただし、受取口座に変更がある場合は、手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

- ・支給日は、「支給のお知らせ」に記載しています。

2 「確認書」が届いた世帯

手続きが **必要** です。内容を確認して必要書類を提出してください。

- (1) 「確認書」…内容を確認して、必要事項を記入してください。
(確認事項に該当するかどうか等の確認も含みます。)
- (2) 添付書類（口座確認書類、本人確認書類）の写し

提出期限は、**令和7年10月31日（金）**です。

3 支給対象と思われるが、書類が届かない方

申請 が必要です。

詳しくは、下記の間合せ先までご連絡下さい。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金「定額減税補足給付金」の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

柳井市社会福祉課

定額減税補足給付金（不足額給付）係

TEL **0820-22-2111**

受付時間 平日8:30~17:15